

京都ジョブパーク事業 移住人材確保支援業務仕様書

1 趣 旨

本業務は、京都府内の企業の人材不足等に対応するため、主に首都圏・近畿圏をはじめ、全国の都市部に在住する者の京都府への還流及び京都府内南部地域在住者の京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の行政区域。以下、同じ）への還流(以下「U I J ターン就職」という。)の促進に向け、京都ジョブパークの基本方針等に基づき、個々の求職者に対して、京都ジョブパークが持つ様々な資源・サービスを活用し、京都府及び府内企業の魅力を適切に発信することで、当該求職者の府内企業へのU I J ターン就職の促進を図る。

2 委託業務名

京都ジョブパーク事業移住人材確保支援業務

3 業務の主たる実施場所

(1) 京都ジョブパーク

京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ内

(2) ふるさと回帰支援センター

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館内

4 業務の実施時間

(1) 京都ジョブパーク

午前 9 時～午後 7 時（土曜日は午前 9 時～午後 5 時）

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み

(2) ふるさと回帰支援センター

午前 10 時～午後 6 時

月曜日、日曜日、祝日、5 月 1 日、5 月 2 日、

お盆期間（8 月 10 日～16 日）、年末年始（12 月 27 日～1 月 3 日）は休み

※ただし、イベント実施や緊急時等には、業務日の時間外、日曜日、祝日、年末年始に対応を要する場合がある。

※業務時間内に円滑に業務運営ができるよう、準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

5 業務内容

カウンセリングやセミナーなど、京都府内企業へのU I Jターン就職を希望する求職者への就職支援及び人材確保を希望する京都府内企業の求人開拓、求める人物像の発信等による人材確保支援について、京都府の無料職業紹介権を最大限に活用しながら、一元的にマッチングすることによって効果的な支援を行うため、以下の業務を実施するものとする。

なお、業務運営に当たっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、常に業務内容を検証し、必要な改善を図ること。また、同要領に課題がある場合には、随時、京都府に改善提案を行うこと。

加えて、当コーナー固有の業務についても、業務品質の向上を図るため、京都ジョブパークセンター長の承認を得て、当コーナー単位の業務要領を定めるとともに、業務運営上の課題がある場合には、京都ジョブパークセンター長の承認を得て随時改訂を行うこと。当該業務要領を定めるまでの間は、従前当コーナーで定めていた業務要領に則って業務を行うこと。

さらに、業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全の対策を講じること。

(1) U I Jターン就職希望者への支援に関すること

ア U I Jターン就職希望者の来所相談対応

京都ジョブパーク内に設置する「U I Jターンコーナー」等において、原則予約制の個別相談を実施すること。なお、未予約の来所者にも可能な範囲で相談に応じること。来所が困難な遠方のU I Jターン就職希望者への支援については、電話やメール、SNS、WEB会議ソフト等のコミュニケーションツールを効果的・効率的に活用し、早期のU I Jターン就職の実現に向けた支援を行うこと。

イ 移住相談対応

移住相談窓口（※1）へ来訪する移住希望者に対して、当該窓口に配置されている「京都移住コンシェルジュ」（※2）と連携し、合同で相談対応を行うとともに、電話やメール、SNS等のほか、WEB会議ソフト等のコミュニケーションツールを活用し、迅速な就職相談対応を行うこと。

なお、求職者支援に当たっては、単に相談や情報提供にとどまらず、関係機関への紹介等、寄り添い型の支援に努めること。さらに、首都圏や近畿圏をはじめ、都市部で一時的な対応が可能な機関がある場合は、連携して対応すること。

実施拠点の事業を含め連携可能なコーナー等は、以下のとおりである。

- (ア) 京都ジョブパーク就業サポートセンター
- (イ) 京都ジョブパーク学生就職センター
- (ウ) 北京都ジョブパークU I J ターンコーナー
- (エ) 京都府丹後U・I ターンセンター
- (オ) 京都府中丹U・I ターンセンター
- (カ) 京都府東京U・I ターンセンター
- (キ) 移住相談窓口

京の田舎ぐらし・ふるさとセンター（京都府）

大阪ふるさと暮らし情報センター（大阪府）

ふるさと回帰支援センター（東京都）

(※1) 京都府内への移住について、京都府が、補助事業により京都、東京、大阪に設置している相談窓口のこと。都市部での移住セミナーや現地見学ツアーなどのイベントを開催しているほか、京都府内への移住を希望される方のニーズにきめ細かく対応している。

(※2) 移住相談窓口において、相談対応から現地案内、地域定着まで伴走支援を行う総合案内人のこと。

(2) U I J ターン企業及び求人確保に関すること

ア 企業開拓と求人確保

人材確保を希望する京都府内企業に対して、U I J ターン就職希望者とのマッチングを推進するため、京都ジョブパークにおいて企業支援を担当するコーナーとも連携し、府外からの人材を獲得すべく、求職者の希望を勘案した新たな企業を開拓すること。特に、府外在住の求職者が魅力を感じる効果的な求人情報を確保し、京都府無料職業紹介権を活用した京都府求人活用の促進し、求人情報をU I J ターン就職希望者に提供するとともに、企業情報を管理する基幹システムとして活用されている京都ジョブパーク求職者・企業情報システム（以下「J Pシステム」という。）に登録すること。

また、求人確保に当たっては、企業支援を担当するコーナーと定期的な調整会議を行うとともに、受理した求人は、当業務及び他の企業支援担当業務間で可能な限り共有し、各関連サイト等を通じて、一元的に発信・活用するよう努めること。

イ 補助金の活用

「京都府U I J ターン人材就業補助金（※3）」及び「移住支援金（※4）」の補助要件に合致する求人を、企業支援を担当するコーナーと連携して積極的に開拓し、求人票にその旨を記載して、下記(3)の「京都府U I J

ターンナビ」等を通じて発信を行うなど、補助金の活用によるマッチングを推進すること。

(※3) 人材確保を希望する京都府内企業の人材確保を図るため、京都府がU I Jターン就職を希望する人材の確保に伴う採用経費や採用後3箇月間の給与・社会保険等一定期間の経費の一部を助成するもの。

(※4) 首都圏在住者の府内への流入を促進するため、京都府が選定した移住支援金対象法人への就業に伴う経費を国、京都府、対象市町村が共同で助成するもの。

(3) 「京都府U I Jターンナビ」の活用促進に関すること

ア 「京都府U I Jターンナビ」への登録

「京都府U I Jターンナビ」(<http://kyoto-ui.jp>) (以下「本ナビサイト」という。)へのU I Jターン就職希望者の求職情報登録 (以下「U I Jターン登録」という。)を促進し、U I Jターン就職希望者を広域的かつ効率的に確保し、京都府内企業とのマッチングにつなげること。

また、人材確保を希望する京都府内企業の京都府無料職業紹介権を活用した求人情報ページや、市町村が実施する空家農地等情報ページ等、本ナビサイトによるU I Jターン就職のためのマッチング支援機能を広く周知し、U I Jターン登録を促進すること。

イ U I Jターンナビ登録者への支援

U I Jターンナビに登録したU I Jターン就職希望者に対して、人材確保を希望する京都府内企業とのマッチングを円滑に行うため、求職者・企業双方の情報について登録内容の充実を図るとともに、その情報を活用した支援を行うこと。

なお、本ナビサイトへの求職者・求人情報掲載については、J Pシステムに登録された情報と連携させるとともに、他の企業支援担当業務間で可能な限り共有し、マッチングにつなげるよう有効に活用すること。

ウ 市町村との連携

本ナビサイト内に設置する「田舎でくらす空家・農地情報」ページについて、市町村と連携して提供する情報についても管理すること。

エ 移住相談窓口への情報提供

本ナビサイトに登録されている求人情報について、内容整理の上、移住相談窓口(京都移住コンシェルジュ)に情報提供すること。

オ 京都府コンテンツの活用

本ナビサイトの運営に当たっては、これまで京都府がU I Jターン就職支援業務等で構築してきた京都府が著作権を有するコンテンツ全ての利活用を検討の上、充実を図るとともに、U I Jターン就職希望者及び人材確保に課題を有する企業双方のマッチング支援につながるようなコンテンツの提案と改善を継続すること。

カ 情報の更新

本ナビサイト内に、U I Jターン人材採用に積極的な企業の情報、京都での就職の魅力を発信できる内容を掲載するなどして、京都府へのU I Jターン情報を充実させること。

(4) 首都圏等の都市部で開催の就職フェアへの出展に関する事

都市部で大量の来場者が見込める民間就職フェアや、大学等で開催される就職ガイダンス、U I Jターン就職を対象とした就職フェア（以下「民間就職フェア等」という。）に「京都ジョブパーク」としてブース出展を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策及び広域への府外人材獲得の観点から、対面とWEBを融合したハイブリッド型を展開し、京都企業の魅力発信とU I Jターン就職希望者のU I Jターン登録の勧奨を行うこと。

なお、ブース出展に当たっては、北京都ジョブパークU I Jターンコーナー並びに本事業と同様に民間就職フェア等へ出展を予定している他コーナーと連携し、転職フェアに5回、新卒対象の就職フェアに5回出展すること。

(5) 就職支援協定締結大学等と連携した交流会の開催に関する事

京都府と就職支援協定を締結している京都府外の大学と連携し、京都企業の魅力の発信と将来のマッチングにつながるような、学生等と京都企業との交流会を、首都圏2回、近畿圏1回開催すること。

(6) 首都圏でのU I Jターン就職企業説明会の開催に関する事

近畿圏内の他の府県等と連携して企画・調整を行い、首都圏で20～30社規模の合同U I Jターン就職説明会を1回開催すること。

(7) 大学等と連携した京都企業へのキャリア形成・就職支援に関する事

京都府と就職支援協定を締結している京都府外の大学を中心に訪問し、大学3年生以下や大学4年生等を対象に開催される就職準備ガイダンスや学内企業説明会、U I Jターン就職相談会を通じて、京都インターンシップナビ

(<https://www.kyoto-is.jp/>)、京都ジョブナビ (<http://www5.city.kyoto>).

jp/kigyo/)、京都府U I Jターンナビを活用した京都企業の紹介や就職支援イベントの案内、更には、学生一人ひとりとの個別相談を行い、新規U I Jターン登録者を獲得すること。

(8) 他機関と連携した業務に関すること

移住相談窓口等と連携し、京都企業の担当者やU I Jターン就職体験者を講師に招いたセミナーを首都圏で1回開催するとともに、移住フェア等のイベントへの出展等を5回行うこと。また、必要に応じて大阪ふるさと暮らし情報センターで、京都移住コンシェルジュとともに相談対応を行うこと。

(9) U I Jターン就職希望者等と企業との交流・マッチング事業に関すること

求職者と求人企業双方に納得のいくマッチングにつなげるため、都市部において、U I Jターン就職希望者を対象に、京都企業との交流会を2回開催すること。

(10) 首都圏からの移住・就業促進及び移住支援金に関すること

ア 首都圏からの移住・就業促進

首都圏から京都府内への移住・就業促進を図るため、ふるさと回帰支援センター内に活動拠点(名称：京都ジョブパークU I Jターンコーナー東京窓口(以下「東京窓口」という。))を設置し、移住相談窓口(京都移住コンシェルジュ)とも連携しながら、首都圏在住の求職者、学生等のU I Jターン就職の実現につなげること。

イ 首都圏大学等へのアウトリーチ活動に関すること

首都圏の就職支援協定締結大学を中心に、首都圏の大学等へのアウトリーチ活動を行い、京都府や府内企業の魅力、優位性等について積極的なPR活動を行うことで、学生等の府内企業への就職促進を図ること。

また、上記(5)の交流会の開催に加え、学内合同企業説明会の開催等、できる限り首都圏大学等との連携事業を実施すること。なお、実施に当たっては、京都府と相談の上、進めること。

ウ 移住支援金に関すること

(ア) 求職者開拓

東京窓口を中心に、移住相談窓口に配置している「京都移住コンシェルジュ」とも連携しながら、首都圏在住のU I Jターン就職希望者を開拓し、府内の移住支援金対象求人への就職を推し進め、移住支援金の活用促進につなげること。

また、府内の移住支援金対象求人と移住支援金対象者のマッチングを図るため、首都圏在住のU I Jターン就職希望者に対し、WEBリスティング広告やDMメール、また、移住支援金案内チラシを作成するなど、広報にも積極的に取り組むこと。

なお、上記業務の実施にあたっては、移住支援金対象市町村等の関係団体と連携して実施すること。

(イ) 企業及び求人開拓

移住支援金対象市町村を中心に、U I Jターン就職希望者の受け入れに積極的な府内企業の開拓及び求人開拓を図ること。

また、企業および求人開拓に当たっては、移住支援金対象市町村の担当者、企業支援を担当するコーナーをはじめ、他の企業支援担当業務と連携して進めること。

(11) 「京都府子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言（以下「行動宣言」という）（※5）を行う企業を確保し、宣言を受け付ること

（※5）企業が従業員に対して、子育てに優しい職場づくりに向けた具体的な行動を宣言し、実践することにより、企業において妊娠・出産、子育てを理解して支援する風土の醸成や、子育てしやすい職場をつくり、更には子育てを社会全体で応援するという気運を醸成すること、また、これらの取組みを通じ企業価値が高まることによって、多様な働き方の実現と人材の確保・定着を目指すことを目的として、京都府が推進しているもの。

(12) 移住人材確保支援業務推進に関すること

現場責任者は、北京都ジョブパーク現場責任者と企業支援を担当しているコーナーの現場責任者との定例会議を開催し、事業進捗に関する状況把握及び情報共有並びに推進のための具体的な調整を行うこと。

(13) 利用者管理に関すること

本事業に係る支援の具体的な内容をJ Pシステムへ登録し、集積されたデータを活用するとともに、具体的な支援内容について、定められた様式により月報を作成して京都府へ提出すること。

また、本事業において支援を行った者について、年齢層別、一般・学生の区分別、支援の具体的な内容別及び支援後の経過状況別、支援者のU I Jターン元やU I Jターン先等の傾向分析を四半期ごとに行い、京都府へ報告するとともに、分析結果に基づく支援方策について、京都府に対して積極的に提案すること。

(14) 会議の参画に関すること

現場責任者は、京都ジョブパークの運営に係る会議等に参画すること。

6 人員配置体制

以下のとおり、業務の実施に必要な人員を配置すること。

なお、本項目に示す人員数については、上記4に記載した1年間の開設時間数をもって1名とする。

また、6(1)現場責任者は、京都ジョブパークを主たる業務の実施拠点として活動を行い、原則として、上記4(1)に記載した業務の業務時間内は、上記3(1)に記載した場所に当該業務の専任として常駐することとし、離席する場合も連絡可能な体制を整えること。ただし、上記時間内であっても、当該現場責任者の一週間の法定労働時間を超える時間帯は、代替要員を常駐させること。

人員	場所	人数	主な役割	必要な資格・経験等
(1) 現場責任者	3(1)	1名	・事業の企画立案及び全体調整、受託業務の進捗管理	・目標達成に向けた本業務内の各事業の企画・運営・管理行える者で、職業紹介や人材育成の業務に5年以上従事した経験を有する者
(2) UIJターン就職支援コーディネーター	3(1)	1名以上	・上記5の(12)を除く実務全般を担当。UIJターン就職希望者の確保と相談対応 ・本ナビサイトを活用した情報発信、求職者と求人企業双方のマッチング等のUIJターン就職支援や求人開拓等	・キャリアカウンセラー等(※6)である者 ・本ナビサイトの効果的な運用のため、インターネット等に関する高い知識を有する者
(3) 首都圏UIJターン就職支援コーディネーター	3(2)	1名以上	・主に上記5の(10)の実務全般を担当。首都圏におけるUIJターン就職希望者の確保と相談 ・大学等へのアウトリーチ活動を行って、首都圏から京都府内への移住・就業を促進する	・キャリアカウンセラー等である者 ・首都圏在住のUIJターン就職希望者に対し、京都府や府内企業の魅力、優位性、また府内企業の求人情報等を、効果的に発信・提供できる者

(※6) キャリアコンサルティング技能士(国家検定、キャリアコンサルティング技能検定1級・2級試験合格者)、国家資格キャリアコンサルタント試験に合格した者、平成28年3月までにキャリア・コンサルタント養成講座(140時間(平成23年7月以前の指定基準によるものは130時間))を受講し、キャリア・コンサルタント

能力評価試験に合格した者、又はこれらと同等の資格を有する者若しくは民間事業所等での就職支援事業の実務経験が1年以上の者のいずれかに該当する者のこと。

7 運営管理・実施報告等

(1) 目標数

業務運営に係る最重要目標として、以下の各項目を管理すること。

ア	U I J ターン新規登録者数	2,700 人
	うち大学生等	1,600 人
	(北京都ジョブパークで登録された人数との合計)	
イ	U I J ターン就職内定者数	1,300 人
	うち京都府内への就職内定者数	370 人
	(北京都ジョブパーク担当の京都北部地域就職内定者数 170 人を含む。)	
ウ	イのうち正社員内定者数	1,150 人
エ	京都府無料職業紹介権による内定者数	30 人
オ	移住支援金を活用した就職者数	25 人
カ	新規に行動宣言を行う事業所数 (※7)	10 事業所
	(※7) 新たに行動宣言を行った事業所数で、宣言内容を新たに更新した事業所数を含まない。	

(2) 管理項目

上記の目標数のほか、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下の項目を管理すること。

ア	京都府U I J ターンナビ訪問者数	300,000 件
イ	京都府U I J ターンナビ求人掲載数	500 件
ウ	京都府U I J ターンナビ新規登録者数	600 人
エ	京都府へのU I J ターン正社員内定者数	300 人
オ	大学内U I J ターン就職相談会	20 回
カ	首都圏大学等への延訪問回数	100 回
キ	首都圏大学等との連携イベント実施回数	5 回
	(上記5の(5)の実施回数は除く)	

(3) 報告

上記7の(1)及び(2)については、月報により京都府に報告を行い、京都府の評価・指示等を踏まえ、円滑な業務の推進に努めること。

また、イベントの実施予定がある場合は、所定の様式で企画概要を京都府に報告すること。

(4) 進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に7(1)及び(2)の目標数と比較した上で、進捗管理を行うこと。

上記7の(1)及び(2)の実績が目標数を下回る場合又は現行業務に課題がある若しくは起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

8 個人情報の保護

京都ジョブパークの運営業務等を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例及び京都ジョブパーク諸規程等その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

9 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費（四半期毎の前金払可）

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 京都府と協議して認められた経費

10 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務に要した経費内訳

11 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元に属するものとする。

12 業務上の留意事項

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

13 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適性に業務を執行するとともに、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。
- (2) 以下の項目に該当し京都府の指導にもかかわらず受託事業者の積極的な改善が図られなかったものと京都府が判断した場合には、委託料の 10 分の 1 を上限として、委託料を減額することがある。
 - ア 目標数が未達成
 - イ 企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生
- (3) 設定目標（上記 7 の（1）及び（2））は、京都府が本業務遂行上必要として設定した数値であるが、受託事業者が設定目標以上の提案を行った場合については、協議の上で、当該提案値に変更することがあり得る。
- (4) 京都府と協議のうえ実施内容を決定する事業のうち、5（10）ウ(ア)に係る業務については、1,712 千円以上の事業費（当該委託事業者の人件費を除く。以下同じ。）で企画・実施することとし、事業費が 1,712 千円（事業収入が生じた場合は、その金額を加算した額とする。）の範囲内においては、京都府の求めに応じ、企画内容を変更すること。
- (5) 上記 5（10）ア、イ、ウ(ア)の業務については、京都府と協議のうえ、再委託することができる。
- (6) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。